

令和3年沼津市教育委員会 第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年10月14日(木)
午後4時02分～午後5時47分
- 2 場 所 沼津市立図書館 4階 講座室
- 3 日 程
 - (1) 開会
 - (2) 会議録署名人の指名(土屋委員 重光委員)
 - (3) 教育長報告
 - (4) 議案
議第39号 沼津市立小中学校教職員不祥事再発防止第三者委員会設置要綱の制定について(継続審議)
議第40号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について
議第41号 沼津市立小中学校学校徴収金事務取扱要領の制定について
 - (5) 協議事項
 - (6) 報告事項
報告事項1 第38回沼津市山口源新人賞の決定について
報告事項2 第3次沼津市子ども読書活動推進計画の概略について
 - (7) その他
わたしの主張2021 静岡県大会の結果について
 - (8) 議案
議第42号 第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針について
 - (9) 報告事項
報告事項3 沼津市議会に報告する案件
- 4 出席者等
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 三好勝晴、委員 重光純、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 遠藤宗男、教育企画課長 矢田陽子、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、文化振興課長 林敬博、図書館事務長 勝又恵三、学校教育課長補佐兼学校給食室長 渡邊芳久、図書館事務長補佐 中川啓史、調整担当・教育企画課長補佐 宇佐美利香、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課指導主事 松岡ミュキ、教育企画課指導主事 岩本智明、教育企画課主任 藁科奏
- 5 会議内容
 - (1) 開会
奥村教育長が午後4時02分開会を宣言する。
奥村教育長 2学期がスタートして1か月が経過した。新型コロナウイルス感染症の新規感染者は日を迫うごとに減少し、沼津市も感染者ゼロが続き時々1人ぐらいである。様々な面において学校教育が社会に与える影響は非常に大きく、以前から申し上げているが、学校ほど感染防止対策にしっかりと取り組んでいるところはないと

思っている。未だクラスターは発生しておらず、これは何よりも先生方が、長期間に渡って学校での子供たちの安全、健康を最優先し細やかに手を緩めずに感染防止対策に取り組んでいるおかげである。先生方には心身ともに大変な御苦勞をおかけしているが、改めて感謝の意を表したい。緊急事態宣言が解除され、ストレスの発散、自粛や抑制のリバウンドによって一気に人流が増加し、子供たちを取り巻く環境も変化している。子供たち自身も昨年から様々な場面において、自粛あるいは行事の中止、変更等でかなり精神的なダメージを負っている。今後もストレスを抱えた生活が続くため、子供たちの行動には注意が必要である。コロナの終息には時間を要し、油断できない状態はまだまだ続く。昨年インフルエンザが流行しなかったことによる免疫力低下が考えられ、今年はインフルエンザ流行の可能性があると指摘する専門家もいる。学校も各家庭も、第6波は必ず来る、インフルエンザも要注意だという心構えで今後の生活を送るように、学校教育課を通じて周知したところである。教育委員の皆様も、寒暖差が激しい時期なので御自愛いただきたい。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、重光委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長 9月市議会は、31日間の会期で行われ明日が閉会日である。一般質問で教育委員会には、第一、第二中学校区における学校規模・学校適正化、児童生徒の登下校での安全確保、GIGAスクール構想等の質問があった。これらの詳細については11月の定例会で報告させていただく。教育長報告は以上とする。

<議案>

奥村教育長 日程(4)議案である。

議第39号(継続審議) 沼津市立小中学校教職員不祥事再発防止第三者委員会設置要綱の制定について

<前回の教育委員会定例会での教育委員からの意見を受け継続審議となった沼津市立小中学校教職員不祥事再発防止第三者委員会設置要綱の制定について、修正提出する。兼業禁止規定の追加、会議における議決事項に関する規定の削除、規定上の文言の修正を行った。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

三好委員 これでよいと思う。この委員会では何をすることが明白となり、兼業禁止についてもはっきり列挙されていてよい。

重光委員 意見を反映していただき感謝する。

奥村教育長 ほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。議第39号 沼津市立小中学校教職員不祥事再発防止第三者委員会設置要綱の制定について、原案どおり可決するというこゝでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第39号については、原案のとおり決する。次に議第40号と議第41号については、事務取扱要領を市教育委員会訓令として制定すること、その根拠規定として、処務規程を一部改正するものであるため、一括での説明及び審議とし、審議後、1件ずつお諮りしたい。一括議案としてよろしいか。

各委員 異議なし。

議第40号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について

議第41号 沼津市立小中学校学校徴収金事務取扱要領の制定について

＜市立小中学校の財務について、現行では、沼津市立小中学校処務規定第8条の規定に基づく沼津市立小中学校財務事務取扱要領によるものと規定されている。同要領は市の一般会計に属する予算執行に関する内容を定めたものであり、学年費その他の学校徴収金については同要領第44条の規定に基づき、校長が個別に定めるものとされ、実際の運用に際しては学校徴収金取扱基準をガイドラインとしつつ、各学校がその実情に応じて個別に運用してきた。職員の懲戒免職に至った学校徴収金等の横領事件を踏まえ、学校徴収金に係る事務取扱要領を市教育委員会訓令として制定すること、その根拠規定として、沼津市立小中学校処務規定に学校徴収金事務に関する規定を追加する。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。7月末に当該事務職員が懲戒免職となり、当時の学校の管理職が戒告処分を受けた。この事件を機に東部管内で実態調査をしたところ、沼津市と同様の取扱い状況がかなり見られた。東部管内全体で二度と同じことが起こらないように、沼津市から提案したことの1つがこれにあたる。本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

三好委員 P T A会費に関してはP T A規約に従うものであり、学校徴収金事務取扱要領とは別という考え方か。

学校教育課長 P T A会費に係る取扱いのうち徴収方法や監査委員の選出等は、それぞれのP T A規約に関わるものであり各学校で異なる部分はある。徴収金事務の取扱い方法については、今回の規定による。

三好委員 各学校で扱う金額は異なるが、この要領により徴収金の事務的な取扱は統一される。今後P T Aが任意団体化することで学校教育活動にも影響が出ると思うが、悩ましいのはP T A会費の支出時である。強制団体であれば子供たちのために問題なく会費を使えるが、任意団体である場合、会費を支払っていない子供に使えるのかという問題が起こる。今後学校はそういうことにも目を配る必要がある。時代の流れによりP T Aの在り方も変化しており、会費の用途によって不公平感が生じ得る。学校では、他にどんな経費が徴収されているのか。

学校教育課長 今回の被害では、P T A会費の中の周年記念事業の積立、職員親睦会の積立、学年会計の中で印刷費等に充てていた費用の一部が、十分な監査が行われず不

正に取扱われた。主に、学年会計、PTA会計、職員関係の会計の3つに分類される。

- 川口委員 学校に子供を通わせている保護者としては、教育活動に必要なと言われれば子供のために学校を信じて徴収金を支払う。このような事件がない限りその管理方法に関心を持たないが、学校の信頼をこれ以上損ねることがないように、今後は各学校で要領に沿ってしっかりと監査を行ってほしい。
- 学校教育課長 PTA会長が予算執行の場面で意向を示すこともあるが、PTA会計の監査は、事務職員と監査委員等、一部の関係者だけで進んでしまう。監査委員は保護者代表であるため、今回の事件では事務職員の恣意的な意向で監査が行われ言葉巧みに騙されてしまった。この反省を踏まえた上で事務取扱要領を定め、10月から新たに不定期の監査とは別に日常的な検査を実施することで、再発防止に努めるよう各学校へ指示した。
- 三好委員 各学校のPTA総会で、決算報告と次年度の予算案が必ず提示される。一般の保護者も目にするが、用途について質問する人はほとんどいない。だからこそ、収支の確認をする監査が大切である。学校は忙しいので、あれもこれもと欲張らず要点をしっかりと押さえて運用してほしい。
- 学校教育課長 手間を増やすのではなく、監査手順をマニュアル化し各学校でチェックしながら監査を進められる表を用意した。監査が適正であれば不正は防げたという反省のもと、各学校で確実に行っていきたい。
- 奥村教育長 これにより全ての学校で同じ形で監査が行われることになり、携わる職員の負担も軽減できる。
- 土屋委員 各学校の監査委員は、PTA役員から選出しているのか。学校とは無関係な監査の専門家に依頼できないか。
- 学校教育課長 各学校で監査委員を選出しているが、専門家を確保するのは難しい。学年会計の監査は校内職員ではなくPTA役員等、PTA会計は現役のPTA役員ではなく卒業した児童生徒の保護者等の外部の方に監査を依頼する等、各学校で説明責任が果たせる人選をお願いしている。
- 土屋委員 話に出ているPTAの任意団体化は進んでいるのか。
- 学校教育課長 数年前から全ての学校で足並みを揃え、PTAは任意団体であり任意加入であることをPTA総会の時に示している。実際、任意加入だから大半の人がやめてしまうような動きはないが、未加入者が出ているのは事実である。
- 奥村教育長 今後未加入者が徐々に増えることも考えられる。
- 三好委員 第五小では、保護者に学校でのPTAの意義を御理解いただき、任意団体ではあるが、加入率90%以上となっている。他校はまだ任意加入であることをはっきりさせていないので、加入率は100%に近いのではないか。
- 学校教育課長 100%に近いところがほとんどだと思う。先程申し上げたように、静岡県PTA連絡協議会を通じて沼津市PTA連絡協議会でも、PTAが任意団体であることを告知しないことが逆に保護者に疑念を抱かせかねないため、各学校が任意加入であることを説明することになっている。
- 奥村教育長 各学校でPTAが任意加入であることについて必ず触れているということか。
- 学校教育課長 そう伺っている。
- 奥村教育長 御意見も尽きたようなので、1件ずつお諮りする。議第40号 沼津市立小中学校処務規程の一部改正について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第40号については、原案のとおり決する。続いて議第41号 沼津市立小中学校学校徴収金事務取扱要領の制定について、原案のとおり可決するというのでよいか。
各委員 異議なし。
奥村教育長 異議なしと認める。議第41号については、原案のとおり決する。

<協 議>

奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

<報 告>

奥村教育長 日程（6）報告事項である。

報告事項1 第38回沼津市山口源新人賞の決定について

<本市ゆかりの版画家である山口源を顕彰し、将来有望な版画家に授与している沼津市山口源新人賞の審査が行われ、施瑞文（シスイブン）さんの「the same space with two eyes II」が受賞作品に決定したことについて>
(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等いかがか。
土屋委員 受賞作品が展示されている東京都美術館に足を運びたい。
文化振興課長 例年展示会場の一部を借り、沼津で行っている版画のワークショップや選抜作品の展示をしている。
奥村教育長 数年前からブース展示を行っている。
三好委員 山口源新人賞は、例年どのぐらい応募があるのか。
文化振興課長 今年の一般公募では、全国から553件の応募があった。
川口委員 受賞作品はとてもかっこいいので見に行かせていただきたい。
奥村教育長 作品自体はそれほど大きくないようだが、タイトルにもいろいろな意味が含まれているようで想像力を掻き立てられる。
土屋委員 版画なので、何版ぐらい刷るのか。1つは沼津に寄贈されると思うが、沼津市庄司美術館で展示するのか。
文化振興課長 モンミュゼ沼津で毎年山口源賞展を年明けに行っている。過去の新人賞、現在はないが大賞作品を毎年入れ替えながら展示している。今年の新人賞は必ず展示するので年明けに足を運んでいただければ幸いである。
川口委員 小中学生を招待しないのか。昔はそのようなことがあったと記憶している。本物を見ることはとても意味があると思う。
文化振興課長 子供たちにもぜひ版画に親しんでほしい。学校に案内を送らせていただく。
奥村教育長 ほかになければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 第3次沼津市子ども読書活動推進計画の概略について

<現行の第2次沼津市子ども読書活動推進計画の期間は令和4年度までであるが、令和3年度を始期とする第5次沼津市総合計画及び教育基本構想が策定された

ことから計画期間を前倒しし、新たに第3次沼津市子ども読書活動推進計画を策定することについて>

(図書館事務長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等いかがか。
- 三好委員 自分への自戒もあるが、幼い頃から本に親しみ読書を習慣化すること、これに勝るものはないと思う。大人になってからでは、本を習慣化して読むことができない。このような読書活動推進計画は本当にありがたい。家庭、地域、幼稚園、保育所等での取組が出てきたが、やはり家庭で本に慣れ親しみ、本は素晴らしいと伝え続けると、小さな頃から読書が習慣化し大人になっても読書量が多くなる。そうすれば読書を楽しむ人が増え、この読書推進計画がうまくいき、数値的にも成果が現れるはずである。
- 重光委員 教育委員会で取組むことも大切だが、保護者が本を読まなければ子供も読まない。スマートフォンやインターネットの普及で、我々も読書量、本に触れる機会が減っているが、本でなければ読めないもの、読まないものがある。何よりも保護者、家庭、周囲の大人が本に親しみ、読書自体が社会に定着していけば子供も自然に倣っていくと思う。公共の場でスマートフォンより本を読もうとになっていくとよい。
- 奥村教育長 様々なものが電子的なものに変わっていく中で、読書活動推進計画、本好き沼津っ子育成プランが、時代のニーズに合わせて推進されることを期待する。現在19ページで終わっているが、今後さらに膨らんでいくのか。
- 図書館事務長 本文の挿入やアンケート結果のグラフ、最後に資料編をつける予定であるためページ数はもう少し増える。
- 奥村教育長 計画書自体は読書的なものではなく、見やすいものにしてほしい。教育基本構想の作成時にも三好委員から字が多すぎるとの指摘があった。
- 図書館事務長 第2次計画は時数が多く読みにくかったため、今回は一般の方にも読みやすく視覚的にも分かりやすくなるよう工夫していく。
- 奥村教育長 挿絵なども入れるとよい。
ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

- 奥村教育長 日程(7) その他である。

わたしの主張2021静岡県大会の結果について

<門池中学校3年生渡辺莉子さんが、9月18日(土)に行われた県大会で優良賞を受賞した。>

(生涯学習課長 説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問はいかがか。特になければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

議第42号については9月市議会文教産業委員会に報告する案件であり、公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、市議会が閉会したため公開する。

<協 議>

奥村教育長 日程（8）議案である。

議第42号 第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針について

<令和3年6月2日の教育委員会定例会において第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針を決定したが、その後、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み、交流活動の実施が見通せないことから8月19日に統合時期の延期を決定した。このような状況の中、第二地区コミュニティ推進委員会及び第一地区連合自治会からそれぞれ要望書が提出されたことにより統合に関する協議を継続できなくなり、当該中学校区の児童生徒及び未就学児、その保護者、地域全体にマイナス影響を及ぼすことが懸念されることから、第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針を廃止する。>
(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。平成28年度から第二校区の子供たちのために、あるいは第一校区も含めて子供たちのよりよい教育環境を整備するために、ここまでいろいろな議論を重ねてきた。統合方針を6月18日の文教産業委員会で報告したが、それ以降第二校区の一部住民から反対意見あるいは新聞社を通じた批判的な投稿や記事の連載があり、9月1日からは要望書提出あるいは署名活動が開始され、第一校区からも要望書が出された。教育委員会として決定した方針であるが、このような状況を踏まえて一旦方針を廃止する。第二校区が求める統合方針の撤回とは異なり、これは第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針を廃止するものである。もう一度、その部分の説明を願う。
- 教育企画課長 第二校区の署名活動での要望は、第一中学校、第一小学校の施設を利用した統合の撤回であり、今回の第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針廃止は、もう一度第二校区内での適正化の議論に戻すことである。
- 教育次長 今回の方針廃止は、これまで議論して行き着いた第一校区と第二校区という中学校区を超えた統合を廃止することである。
- 奥村教育長 中学校区を跨ぐ統合方針の廃止であり、これまで皆さんに御意見を伺って決めたことを廃止する提案である。
- 三好委員 学校規模・学校配置の適正化の考え方は間違っていない。学校が小規模になった場合、適正化していくことは正しい。第一、第二校区にはそれが当てはまらないと判断したのではないと解釈してよいか。
- 教育次長 学校規模・学校配置の適正化の基本方針では、第二校区の適正化が基本的な考え方であり、これについて変更はない。
- 三好委員 今回の発表は、伝える言葉が非常に大事である。一度教育委員会で決定し、議会で承認を得た案件が廃止となれば、廃止理由を明確にする必要がある。記者発表等では、教育委員会がこれまでどう考えてやってきたのか、その経緯を伝えるべきである。教育委員会としては、文部科学省の学校規模・学校配置の適

正化の手引に従い、第二校区の要望に応えながら進めており、たとえ複式学級が発生しなくとも現状の児童生徒数では統合方針に全く影響がないと考えている。第二校区内だけで第二小と千本小を統合しても一時的な児童数の確保にしかならないため、その先まで見据えた上での第一、第二校区の統合であった。賛成者も多くいたにもかかわらず、なぜ撤回しなければならなくなったのかを記者発表の場でどういう言葉で伝えるのが大事である。要望書が出たから廃止したのかと問われた時、理由の4つ目にあるように、反対運動が当該中学校区の児童生徒及び未就学児、その保護者、地域全体にマイナスの影響を及ぼすと判断し、教育委員会としてはこの状態を継続するわけにはいかないということを前面に押し出す方がよい。

教育企画課長

本市の学校規模・学校配置の適正化の基本方針では、現在も第二校区は早急に対応が必要な地区に該当しており、第一校区は該当していない。第二校区は平成28年度から対応に入り、令和元年度に推進委員会を立ち上げた。その前年には保護者説明会を行うなど議論が本格化し、地域代表や関係団体と話し合い保護者への説明や意識調査を行う等、手順を踏んで検討した上で方針を定めた。全ては誤解から始まっていると思うが、この方針が地域住民と話し合いをせずに決定したとされ、いろいろなことが取り沙汰されている状況である。文部科学省の手引でも、子供たちが切磋琢磨するという意味合いではある程度適正な人数を確保した中で教育を行うことが重要であるとされており、今後も統合推進が市の方針である。要望活動を行っている方々は学校は地域の中で重要な施設であると主張しており、我々もそれを踏まえてこれまで地域の方の声も聞いてきたが、不十分であった部分を真摯に反省し進めていきたい。先日、要望活動を行っている方々が教育長を訪問し、活動は組織で行っているのだから、教育委員会が下部組織に直接説明に行くことは認められないとの抗議があった。学校も地域の方との円滑な活動を望んでおり、我々も学校の存続には地域住民の声は欠かせないと考えている。優先すべきは児童生徒であるが、話し合いすら進まない状況を長引かせるのは望ましくない。また、この事態を強行突破することも悪影響を及ぼすと考えている。

三好委員

記者発表の場でもう一度、適正化の趣旨、現状を子供たちにとってよりよい教育環境に変えることの大切さをはっきりと伝えるべきである。地域との話し合いが不十分であったかもしれないが、第二校区全体が一切説明を受けないと宣言され話し合いが進められない状況に至ったことは、現時点では第二校区の総意と受け取らざるを得ない。子供たちのよりよい教育環境には学校統合が必要だが、学校がなくなることによって地域や防災の拠点をどうするか等の話が十分ではなかった。今後の話として準備していたが、第二校区全体からの要望によって進められなくなった。繰返しになるが、こちらがこれまでどう考えてやってきたか、その経緯をはっきり話すべきである。資料では、あまりにもあっさり廃止するとなっている。これでは、署名運動が始まったから屈した、学校統合は必要なかった、複式学級にならなければやる必要はないと受け取られてしまう。三好委員と同じく、教育委員会は子供の教育のために一番よいと思われる環境作りを第一としていると伝えるべきである。第二校区の学校の小規模化を解消するため、何年も前から統合の準備をしてきた。最初に千本小と第二小を一緒にする案があり、第二校区の保護者から第一小、第一中と一緒にしたいとい

土屋委員

う意見が出た。そしてこのようにこじれた。順を追って今回の苦しい決断になった経緯を説明してほしい。第一、第二校区だけでなく、これから子供の減少が続くため、学校統合は沼津市内の各所で起こる問題である。子供たちのために信念を持って正しいことをやってきたことを強く発信してほしい。

川口委員 私も全く同じである。市民の皆さんに、学校統合の目的、今までの経緯、その途中でこうなってしまったということを正確に伝え理解してもらいたいが、どれだけ届くか心配である。同僚が職場に持参した署名の文書には、次は浮島、原だと書いてあり、該当地域の方もそれを知れば動揺してしまう。市民の皆さんにいかに関心を持ってもらい、教育委員会の思いを感じてもらえるかが重要だと思う。

三好委員 今後の手続きの中に各家庭にお便りの配布をするとあるが、これはどの程度の内容なのか。保護者たちの多くは統合に賛成しており、今回反対したのは、児童生徒の保護者ではない地域の人たちである。我々教育委員会の気持ちが伝わるお便りを送らなければ、保護者はなぜ止めてしまったのかという思いになり、不信感を抱く。記者発表もそうだが、何行かの素っ気ないものではなく、きちんと思いが伝わる文章にしなければならない。

重光委員 個人的には、これまで進めてきた教育委員会での議論、進め方、保護者への説明、統合の時期と内容については適正なものだと考えており、是非とも進めたいと思っていた。それにもかかわらず廃止とするならば、住民の理解が得られないまま進めた教育委員会が間違いであったという形での幕引きは本意である。決してそうならないような説明を尽くしてほしい。我々はあくまで子供たちが学校でどういう教育環境で過ごすことがベストか、ベターかという考え方で今回の方針を定めた。しかし、第一地区の連合会長やPTA会長からも要望が出ており、逆に迷惑をかけることは本意ではない。結果として校区の児童生徒を非常に振り回してしまい、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいである。このような形で統合方針が頓挫することが、いろいろな意味で残念であり挫折感が強い。三好委員と同じく、なぜこうなるのかという報道発表や保護者に対する説明は誤解のないように進めてほしいが、言葉を尽くし過ぎることで住民同士の対立を煽る形にならないよう配慮願う。

教育次長 今回の結論は、教育委員会としても非常に残念である。皆さんがおっしゃるように決して我々が第二地区の活動のみに対応して判断したわけではない。これまでの経緯を伝えるためにあらゆる手を尽くしてきた。議会での一般質問に対しても経緯を含めてしっかり説明した。第二地区にも丁寧に説明することを申し出た矢先に受け入れが拒否され、このままであれば長期化する恐れがあった。また、統合を受け入れていた第一地区から、今回の第二地区の状況を見て、もう一度第二校区のみで議論していた状況に戻してほしいという要望が出た。第一、第二の両地区から要望をいただいた中で、今回これ以上教育委員会が先頭を切って強引に進めるのは望ましくなく、一旦ここで旗を降ろすという苦渋の決断に至った。第二地区は、学校規模・学校配置の適正化の方針の中でも早急に対応が必要な地区ということは変わらない。教育委員会が見守っていく姿勢を示し、第二地区について改めて今後こういった形が望ましいかを話し合い、合意を得て進めていきたい。皆さんからも御指摘をいただいたように、教育委

員会がこのような決断をした明確な理由等を記者発表でしっかりと伝え、保護者や学校へもお便りで丁寧に説明したい。

奥村教育長 子供の1年、義務教育の9年間は、非常に貴重でかけがえのない時間である。我々は一刻も早くこの状態を正常化するために、ここは一旦廃止することを決断した。私たちが求める地域と共にある学校、コミュニティ・スクール、地域総がかりの教育、この実現に向けて今やるべきことは何かを考えた上での苦渋の選択であった。決して要望への対応のため廃止したわけではないと教育次長も述べたが、それを踏まえて適正化の方針を廃止するという提案についてお諮りする。議第42号 第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針について、原案のとおり可決するということでよいか。

三好委員 教育長、廃止はやむなしという結論で仕方がないと思う。先程言った記者発表にしても保護者への説明にしても、そこをしっかりとやることを前提としてほしい。資料に書かれていることだけでは足りない。行政として言えないこともたくさんあることは理解しているが、言うべきところは言うてほしい。これだけのことをやってきたのだからしっかりと説明すべきである。この廃止の結論はやむなしと思うが、教育委員会はこういう気持ちで進めてきたということをお納得してもらえる内容にしてほしい。

教育企画課長 複雑な胸中であるが、やはり我々は、子供たちへの思いを前面に出して保護者に訴えていかなければならないと思う。公務員なのでどんなことを言われても真摯に受け止める姿勢であるが、三好委員がおっしゃるように言うべきことは言わなければならないと改めて思っている。子供たちや保護者の方を振り回してしまい本当に申し訳ない気持ちでいっぱいであることを含めて、どういう文言になるかわからないが、心を込めて伝えていきたい。

奥村教育長 もう一度諮り直す。議第42号 第一・第二中学校区における学校規模・学校配置の適正化の方針について、原案のとおり可決するということでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第42号については、原案のとおり決する。

報告事項3については公開前であるため、当日は非公開としたが、11月市議会文教産業委員会を終了したため公開する。

<報告>

奥村教育長 日程(9)報告事項である。

報告事項3 重要文化財松城家住宅の条例策定に伴うパブリックコメントの実施について

<重要文化財松城家住宅の一般共用に向けて公の施設設置条例を新規で制定する必要があるため、広く市民の意見を聴取することを目的としてパブリックコメントを実施することについて>

(文化振興課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。約1年後、令和4年11月を目途に一般公開する予定であり、パブリックコメントを12月に実施予定である。御意見、御質問等いかがか。ないようであれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。ほかになければ、本日の定例会を終了する。

午後5時47分 閉会